

マイナンバー制度が始まりました！



マイナンバー制度広報用ロゴマーク マイナちゃん

平成 27 年 10 月からマイナンバー制度 (社会保障・税番号制度) が始まりました！

マイナンバー（個人番号）って何？

マイナンバー（個人番号）は、日本全国の全住民一人一人が持つ 12 桁の番号です。マイナンバーは、役場や税務署などの行政機関で行う税金の申告や、労働基準監督署へ提出する社会保険関係書類の手続きなどをはじめ、税・社会保障・災害の 3 分野で利用されます。

マイナンバーは、平成 27 年 10 月に町民のみなさん一人一人に郵送する「個人番号通知カード」でお知らせしています。このマイナンバー（個人番号）は一生使うものになりますから無くさないよう大切にしてください。

マイナンバーで何ができるの？何が変わるの？

1. マイナンバーを利用することにより、役場をはじめとする行政機関で行う手続きが、早く・簡単に・正確に行えるようになります。
2. 各種社会保険の手続きの書類や給料の源泉徴収票などにマイナンバーを記載することで、所得状況や受給資格などの確認項目が、マイナンバーを使って素早く・正確に行われます。
3. それぞれの行政機関がマイナンバーを手がかりとして情報連携することにより、各行政機関の発行する証明書類の省略が可能になり、それまで複数の行政機関へ行かなければならなかった手間のかかる手続きが、一つの行政機関に行くだけで完了するようになります。

マイナンバーを利用することで、正確な情報に基づく確認が可能になり、給付金等の不正受給を防止できるなど、公平・公正な社会の実現が期待されます。

マイナンバーについてもっと知りたい

0120-95-0178 <マイナンバー総合フリーダイヤル>

受付時間

平日 午前 9 時 30 分から午後 8 時まで

土日祝日 午前 9 時 30 分から午後 5 時 30 分までの対応となります。

一部 I P 電話等でつながらない場合(有料)

- ・ マイナンバー制度に関すること 050-3816-9405

・ 「通知カード」「マイナンバーカード」または、「紛失・盗難によるマイナンバーカードの一時利用停止について」 050-3818-1250

※ 個人番号カードの紛失、盗難などによる一時利用停止については、24 時間 365 日受け付けます。

◎ 下の内閣官房のホームページでさらに詳しい内容を見ることができます。



- ・ [マイナンバー 社会保障・税番号制度（内閣官房）](#)

特定個人情報保護評価について

特定個人情報保護評価とは、役場などの行政機関が特定個人情報（個人番号を含む個人情報）ファイルを保有するとき、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測し、特定個人情報の漏えいなどの発生リスクを分析し、そのようなリスクを軽減するために適切な措置を講ずることを宣言するものです。

積丹町の特定個人情報保護評価の公表

積丹町が保有する特定個人情報ファイルについての特定個人情報保護評価を公表します。

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 基礎項目評価書
2	固定資産税に関する事務 基礎項目評価書
3	個人住民税に関する事務 基礎項目評価書
4	健康管理に関する事務 基礎項目評価書
5	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

※この他の事務についての特定個人情報保護評価書についても、順次公表していきます。

独自利用事務について

独自利用事務とは

当町において、マイナンバー法に規定された事務（いわゆる法定事務）以外のマイナンバーを利用する事務について、（以下「独自利用事務」という。）について独自に番号を利用するものについて、マイナンバー法第9条第2項に基づく[条例](#)に定めています。

この独自利用事務のうち、個人情報保護委員会規則で定める要件を満たすものについては、情報提供ネットワークシステムを使用した他の地方公共団

体等との情報連携が可能とされています。（マイナンバー法第 19 条第 8 号）

□独自利用事務の情報連携に係る届出について

当町の独自利用事務のうち、情報連携を行うものについては、次の通り個人情報保護委員会に届出を行っており（マイナンバー法第 19 条第 8 号及び個人情報保護委員会規則第 4 条第 1 項に基づく届出）、承認されています。

執行機関	届出 番号	独自利用事務の名称	独自利用事務の対象者
町長	1	乳幼児等医療費の助成に関する条例（昭和 4 8 年積丹町条例第 5 号）による助成に関する事務であって規則で定めるもの	未就学児、小学生
町長	2	重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（昭和 5 8 年積丹町条例第 2 号）による助成に関する事務であって規則で定めるもの	重度心身障害者
町長	3	重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（昭和 5 8 年積丹町条例第 2 号）による助成に関する事務であって規則で定めるもの	母子家庭の母子、父子 家庭の父子

◎届出1 乳幼児等医療費の助成に関する条例（昭和48年積丹町条例第5号）による助成に関する事務
であって規則で定めるもの

○[届出書](#)

○[根拠規範](#) 乳幼児等医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第5号）、乳幼児等医療費の助成に関する条例施行規則（平成18年規則第29号）

◎届出2 重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（昭和58年積丹町条例第2号）による助成に関する事務であって規則で定めるもの

○[届出書](#)

○[根拠規範](#) 重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（昭和58年条例第2号）、
重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則(平成18年規則第30号)

◎届出3 重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（昭和58年積丹町条例第2号）による助成に関する事務であって規則で定めるもの

○[届出書](#)

○[根拠規範](#) 重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（昭和58年条例第2号）、
重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則(平成18年規則第30号)

このページに関するお問い合わせ先

郵便番号 046-0292

積丹町役場総務課

住所：北海道積丹郡積丹町大字美国町字船瀬48番地5

電話：0135-44-2112 ファクス：0135-44-2125